

令和7年12月高浜市議会定例会会議録（第5号）

日 時 令和7年12月17日午前10時

場 所 高浜市議場

議事日程

- 日程第1 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について
議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について
議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について
議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）
議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）
議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）
議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）
- 日程第2 議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

（追加日程）

議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について

- 日程第3 議案第80号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

（追加日程）

議案第83号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について

- 日程第4 議案第81号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第5 議案第82号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第9回）

日程第6 報告第14号 専決処分の報告について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員

1番	橋本友樹	2番	荒川義孝
3番	神谷直子	5番	野々山啓
6番	今原ゆかり	7番	福岡里香
8番	岡田公作	9番	長谷川広昌
10番	北川広人	11番	鈴木勝彦
12番	柴口征寛	13番	倉田利奈
14番	黒川美克		

欠席議員

なし

説明のため出席した者

市	長	杉浦康憲
副	市長	深谷直弘
教	育長	岡本竜生
企	画部長	野口恒夫
総合政策グループリーダー		榊原雅彦
秘書人事グループリーダー		京極昌彦
総	務部長	杉浦崇臣
行政グループリーダー		久世直子
財務グループリーダー		平川亮二
市	民部長	岡島正明
税務グループリーダー		西口尚志
福	祉部長	竹内正夫
こども未来部長		磯村順司
こども育成グループリーダー		板倉宏幸
都	市政策部長	杉浦睦彦

職務のため出席した議会事務局職員

議 会 事 務 局 長 内 藤 克 己
主 任 立 花 容 史 枝
主 事 大 岡 靖 治

議事の経過

○議長（神谷直子） 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

午前10時00分開議

○議長（神谷直子） ただいまの出席議員は全員であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、12月10日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る12月10日に委員全員出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。

市長より、議案第79号から議案第82号及び報告第14号が追加提出され、説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決を行い、続いて報告第14号の報告を受けることに決定いたしました。

引き続き、皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日の議事日程は、議案第79号から議案第82号及び報告第14号、以上、議案4件、報告1件を追加し、お手元に配付してあります日程表のとおりといたします。

これより本日の日程に入ります。

○議長（神谷直子） 日程第1 常任委員会の付託案件を議題とし、付託案件について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、荒川義孝議員。

〔総務建設委員長 荒川義孝 登壇〕

○総務建設委員長（荒川義孝） 御指名をいただきましたので、総務建設委員会の報告を申し上げます。

去る12月9日午前10時より、委員全員と市長はじめ関係職員出席の下、付託された議案6件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について報告申し上げます。

議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について、委員より、市税条例第61条で、固定資産税の納期及び都市計画税条例の第5条の納期を、第1期の納期を5月から4月に変更することについての詳細はとの問いに、現在4月に課税明細書、5月に納税通知書を送付している。今回の国の標準準拠システム移行により、課税明細書と納税通知書を個別に打ち出すことが不可能となり、同時に打ち出す仕様となった。近隣8市1町においては、4月を第1期の納期とし、課税明細書と納税通知書を同時に送付している。本市のみ納期が1か月後であるため、毎年、納税通知書について多くの問合せを受けている状況などが主な変更理由。課税明細書と納税通知書を同時に送付することにより、郵送代が年間120万円ほど減額となる見込みとの答弁でした。

議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、委員より、庁舎管理事業について、電気、ガスの現在の契約の形式は。また、価格高騰について当初見込めなかった理由はとの問いに、電気の契約は高圧電力であることから、全庁一斉に入札をし、1月で切り替わる契約。ガスについては、小型空調の契約を締結。当初に見込めなかった理由は、予算編成時、前々年度の下半期と前年度の上半期の使用量を見込み、その時点での単価を採用しているが、現況としては燃料費の調整単価、再エネ賦課金が上昇している。使用量について、近年の酷暑により空調の稼働時間も変化し増加していることから、予算不足が見込まれるとの答弁でした。

議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、委員より、療養給付費の増額理由及び今回の補正で計上する理由はとの問いに、医師が必要と認めた装具や柔道整復師などによる施術費など全額自己負担した場合、国保の支給額に該当すると認めるときは、一部負担の割合で療養費を支給することができることから、今年度は補装具などの支払いが例年より多かったことが療養費の補正の理由であり、今回の補正は執行率等を見込んだ結果、年度末に不足が見込まれたため計上との答弁でした。

議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）については、質疑はありませんでした。

議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）については、質疑はありませんでした。

議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）については、質疑はありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第68号、議案第73号、いずれも挙手多数により原案可決、議案第74号、議案第76号、議案

第77号、議案第78号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上、委員長報告とさせていただきます。

〔総務建設委員長 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、次に、福祉文教委員長、今原ゆかり議員。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 登壇〕

○福祉文教委員長（今原ゆかり） おはようございます。

御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る12月10日午前10時より、委員全員と市長をはじめ関係職員出席の下、付託された議案6件について審査をいたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、委員より、特定個人情報の取扱いに関して、いつ、誰が、どの端末から、どの情報にアクセスしたかを記録するログデータの管理は大変重要になると思うが、今後どのように運用していくのかとの問いに、アクセスする際には、当然、パスワードまたは指紋認証等のいわゆる二重認証、複合的な認証を行い、誰がそこにアクセスしたのかということが分かる仕組みとなっている。いつそれにアクセスしたのかというログがシステム上残るような形になっているので、そちらで管理していくと答弁。

議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、委員より、午前と午後でそれぞれ5名、1日で合計10名という受入枠が設定されている。子育て家庭の支援という観点から、この規模での設定が現時点で妥当と考えている理由はどの問いに、類似事業である一時的保育のいわゆる申込み登録者数を参考にしている。こちらが合計で大体60名、実際に1か月10時間の利用が制度的に認められているので、600時間ほどに。その中で1か月、1日5時間で20日間預けるとしたら100時間ほどになる。それを年齢別に割り返していくと、大体1日当たりの利用数が8人ぐらい。午前と午後に分ける中で5名ほどずつで確保できるのではという試算をさせていただいたと答弁。

他の委員より、専任保育士2名は正規職員か、会計年度任用職員なのか、保育士資格の有無についてはどの問いに、従事する職員は正規職員が1名、会計年度2名、保育士の資格の有無については正規職員は保育士、会計年度については保育士と子育て支援員を想定していると答弁。

議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、質疑はありませんでした。

議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、質疑はありませんでした。

議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、委員より、補正予算書66ページ、4款1項3目不動産鑑定料、地中埋設物、くいが何本、どこに何メートル存在するのか、どのように把握したのか、総括質疑の答弁ではよく分からなかった、建築図面はあるのかとの問いに、病院の建物は民間移譲しており、建築図面を所持していないと答弁。

他の委員より、地域医療振興事業の不動産鑑定手数料、交渉を成功させるタイミング、どのあたりをめどにやっているのかとの問いに、市の判断だけでは明確な結論の時期を約束できない状態。双方の認識の相違から主張の隔たりがあり、いつのタイミングとなるか言えないが、できるだけ早期に合意、和解となるよう協議を続けていきたいと答弁。

同委員より、補正予算書58ページ、3款1項3目障害者自立支援給付事業の扶助費の障害福祉サービス等給付費、障害児給付費が一般財源で4,000万ぐらいこの補正で増えている。一般質問の中で当初予算からしっかりと予算確保して計上するという答弁をもらったが、今年度と比べて来年度の当初予算でどれぐらいのアップを見込んでいるのかとの問いに、直近の実績を踏まえて精査をしている途中。今の段階でお答えできないが、年内か年明けすぐぐらいをめどに精査していきたいと答弁。

議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について、質疑はありませんでした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第69号から議案第73号、議案第75号、いずれも挙手全員により原案可決。

以上が、福祉文教委員会に付託された議案に対する審査経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので御覧ください。

以上で、委員長報告とさせていただきます。

〔福祉文教委員長 今原ゆかり 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

議案第68号。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について、反対の意見を申し上げます。

令和8年度の基幹系システム共通化に伴い、固定資産税及び都市計画税の第1期について、5月16日から5月31日までの納期としていたところを、4月16日から同月30日までと変更することが主な改正となっています。

納税期間が1か月前倒しになり、非常に困難になる納税者がお見えになることは容易に予測できます。納税を計画している企業及び御家庭において、僅か4か月前に納期が1か月前倒しされ、お金を準備することは短期間で支払計画の変更を余儀なくされることとなります。特に、あらかじめ資金計画をしている企業にとって、直前の変更は納税の困難を招きかねません。固定資産を多く保有している方にとっては、事業本体にも影響する可能性があります。

通知が届いたとき、変更気づかず納期を逃してくる方も出てくるのではないのでしょうか。いくら個別にはがきで納期の変更を納税者にお知らせしたとしても、所得税や市県民税より固定資産税は支払う金額がずっと大きいことから、納税が遅れてしまうことも予想できます。納税できなければ延滞金が上乗せされることから、物価高もあり資金繰りが苦しいところにとっては大きな痛手になるのではないのでしょうか。周知期間があまりにも短く、最低でも半年は必要ではないかと考えます。5月過ぎに条例改正の必要性を認識していたのであれば、その時点で速やかに条例改正を行い、市民に十分な周知をすべきであったと考えます。また、お知らせ通知のはがきについても、最終日に通信運搬費として補正予算が上がるなど、後手後手での条例改正となっています。

以上を理由とし、反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第68号、賛成討論。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

地方税法第362条、固定資産税の納期は4月、7月、12月及び2月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとしております。

本市では、法定納期限と異なる5月、7月、12月、2月で納期を定めています。地方税等は第1期で全納、すなわち一括納付する義務はありません。また、本市は前納、まえのうですね、報奨金制度は現在適用しておりません。

第1期の納期が前倒しとなったことから、第1期で一括納付の納付額が準備できない場合、第

2期以降で分納するという方法も考えられます。また、本市においてもしっかりと納税相談を受け入れる体制が整っております。また、問題なく周知徹底を図れば、負担感を感じることなく混乱も少ないように感じます。

その周知については、4月の納期到来まで5か月あります。議決後、速やかに全ての納税者に徹底されるとの方針です。また、今回の固定資産税の納期変更は、課税明細書と納税通知書を一括で郵送することとなり、郵送料の削減にもつながっていくとともに近隣自治体との地方税法に定める納期を合わせることにより、例年4月の納税者からの問合せ件数も減少することと思えます。

以上のことから、本議案については地方税法にのっとり、効率的に推し進められる議案でありますことを申し添えまして、賛成といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第70号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、反対意見を申し上げます。

この条例は、令和8年度より全国各市区町村において、乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度の実施が義務づけられたことにより、条例を制定するものです。国から設置の義務が求められていますが、各地の保育士や自治体から保育士の深刻な人手不足と負担増大、保育の質の維持、財源不足、制度の認知度不足と医療的ケア児対応の議論不足などが挙げられ、制度の持続可能性への懸念の声が上がっています。

高浜市においては、吉浜幼稚園の園舎の一部を改修し、この制度を開始する予定としていますが、令和8年度4月からの運用に非常に不安があります。

まず初めに保育士の確保の問題です。

国は、利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく事業を継続したり発展させたりしていく可能性が広がりますと言っているようですが、この地域では保育士不足が常態化し、特に高浜市においては募集してもなかなか人材の確保ができない状況です。よって、この誰でも通園制度においても会計年度任用職員を2名雇用し、制度の運営に当たっていただく予定のようですが、まだ確実に職員の確保ができていません。また、1名は保育士資格を有する職員ですが、もう1名は子育て支援員で運用するとのことでした。

生後6か月から2歳までの子供を預かることは、ただでさえ容易ではない上、子供は慣れない初めての環境で安心できる大人と離され、迎えに来てもらえるのかどうかも理解できない年齢な

ので、泣いて終わってしまうことも大いに予想されます。非常に保育士の負担は大きくなりますし、保育士としての力量を問われます。

この制度を持続させるためには、資格を有する保育士を確保した上で、一般の保育よりもむしろ保育者の配置を手厚くする必要があります。そして、そのことが子供の事故や怪我、そして重大事案につながるリスクを減らすことにもつながると考えます。

保育の質が担保できないという訴えが全国各所から出ていることから、政府は重く受け止めるべきです。まして、預かる時間は上限10時間ということなので、子供も慣れたころには利用できない制度になります。子供の育ちを主目的としています。本当に目的を達成できるのでしょうか。

次に、こども誰でも通園制度と言いながら、実際は誰でも通園できないという問題です。

医療的ケアが必要な子供は、来年度の制度開始時に高浜市ではこの制度を利用することができません。また、障害を持った子供については受け入れるかどうかも決まっていない状態です。そして、この制度を利用する場合、いまだ利用料金が設定されていません。これでは市民に対して詳しい制度の説明がいつまでもできません。

最後に、この制度の制度自体がよく分からないことです。

まず、一時預かり制度との違いについて、違いが大きいはっきりしていないため、よく分かりません。保護者は子供を一時的に預けたいとき、あるいは子供のことについて相談したいとき、一時預かり制度を利用するのか、この誰でも通園制度を利用するのか、それとも子供相談センターを利用するのか、子育て支援センターを利用するのがいいのか、それぞれの制度の違いが分かりにくいことから、非常に迷うのではないのでしょうか。

高浜市はこの制度の運用について、委託ではなく直営で行うという答弁がありました。この点については非常に評価いたします。ただ、全体的に見てもこの制度の目的が十分に果たすことができるような運用状態ではないことから、反対といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第73号、反対討論。

7番、福岡里香議員。

〔7番 福岡里香 登壇〕

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、反対の立場から討論をさせていただきます。

本補正予算には、議員及び特別職の期末手当の増額分が含まれております。

私は、市長、副市長、教育長及び議員に係る期末手当の増額分については削減した上であれば、本議案に賛成したいと考えておりました。しかしながら、当該増額分が削減されることなく計上されております。

以上の理由から、誠に残念ではありますが、本議案については反対といたします。

以上をもちまして、反対討論といたします。

〔7番 福岡里香 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第73号、賛成討論。

2番、荒川義孝議員。

〔2番 荒川義孝 登壇〕

○2番（荒川義孝） 議長のお許しをいただきましたので、議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、市政クラブを代表して賛成の立場で討論をいたします。

地域医療振興事業の不動産鑑定手数料について、旧刈谷豊田総合病院高浜分院の跡地に関しては豊田会との交渉が続いておりますが、市民の皆様の大切な財産であり、その価値を最大限に保つためにも、現況を認識し、解決に向けて方策を講じなければなりません。

今回の補正予算は、市民の皆様の大切な財産の価値をあらかじめ把握しておくことが大前提の下に進められるものであり、そのことをしっかりと踏まえ、現在も豊田会に対し、地中埋設物の完全撤去を求めている方針に変更がないことが示されました。

前に進めるためには、更地の場合と埋設物が存置されている場合のそれぞれについて評価を行うことで、土地の価値に及ぼす影響やその差額を具体的に把握することが可能になります。そして、鑑定評価により、売却、賃貸などによる外部的な交渉、金銭補償など、いずれの選択肢も含め、多角的に解決を導くための判断材料が増え、早期解決の可能性を大きく広げることになります。また、同事業で同跡地内の土地分筆登記申請業務委託料については、患者用の駐車場として市の構築物の一部が民地内にかかっていることから、撤去に当たって地主との協議から市が測量及び分筆登記を行うことを条件にその土地を無償譲渡されることを選択したことは、高額な撤去費用を支払わずに土地を市有化でき、費用対効果の観点、厳しい財政状況の下からも非常に合理的な選択であったと考えます。

以上のことから、将来を見据え、知恵を絞り、鋭意努力を重ねた予算であり、不動産鑑定、土地分筆登記申請業務ともに頓挫させる事業であってはなりません。

今回の補正予算は必要不可欠な予算であり、議案第73号に賛成といたします。

〔2番 荒川義孝 降壇〕

○議長（神谷直子） 議案第73号、反対討論。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、反対討論を行います。

今回の補正予算には、職員及び会計年度任用職員の人事院勧告に基づく職員の給与や期末手当

等の各種手当の変更金額が反映されています。併せて、議員及び特別職の職員の期末手当の引上げ分も計上されています。補正予算に、これらの引上げ分が計上されているにもかかわらず、なぜ、その元となる条例改正を同時に議会初日に上程しないのでしょうか。補正予算が必要であるという裏づけがない予算計上を行っていることとなります。閣議決定が11月11日であったことから、なぜ初日にこの条例を、先ほど申し上げた条例を上程できなかったのでしょうか。労働組合との交渉が必要のない自治体は、12月議会の上程初日に条例と補正予算をセットで上程しています。

高浜市は12月議会初日に補正予算を上げているにもかかわらず、条例改正案が同時に提出できないのは理解に苦しみます。また、市長をはじめとする特別職の職員及び議員の期末手当の支給引上げについて補正予算に計上されていますが、財政状況を鑑みれば引き上げることはできないと考えます。

次に、旧高浜分院の不動産鑑定料について。当局は、現在もくいの完全撤去を求めていると答弁しながら、なぜこのタイミングで不動産鑑定を行わなければならないのか分かりません。答弁をお聞きしましたが、現在跡地活用が決まっておらず、また、豊田会からも金銭による解決を求められていない状況です。むしろ、くいを抜くためには、幾ら必要であるかの試算をすべきであると考えます。また、不動産鑑定を行うことを豊田会が知れば、くいを抜かず金銭で解決できる方向にかじを切ってくるのは目に見えております。

旧分院のくい問題については、来月で工事が止まってから丸2年が経過することになります。いまだ解決に至らないのは、市長や副市長が豊田会と利害関係にあることも要因の一つであると考えます。

最後に、この補正予算可決後、財政調整基金残高は10億円を切り、9億600万円となります。そして、この補正予算を100%執行した場合の実質単年度収支はマイナス15億6,700万円となります。私は予算時でも決算時でも、そして補正予算時でも最低10億円必要であると、これまで同様考えています。しかし、市長は目標を10億円と答弁するだけで、いつでも10億円が必要であるという御答弁は残念ながらありませんでした。財政に対して考え方が甘いのではないのでしょうか。

私は、健全な財政運営なくして、健全な市政運営はないと考えます。いまだ財政危機宣言もない中、市長をはじめとする特別職の期末手当を引き上げる補正予算を計上しているのは考えられません。

以上をもって、反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 以上をもって、討論は終結いたしました。

これより採決いたします。

議案第68号 高浜市税条例及び高浜市都市計画税条例の一部改正について、総務建設委員長の

報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号 高浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第70号 高浜市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第71号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第72号 高浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第8回）について、各常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和7年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号 令和7年度高浜市介護保険特別会計補正予算（第4回）について、福祉文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号 令和7年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和7年度高浜市水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号 令和7年度高浜市下水道事業会計補正予算（第2回）について、総務建設委員長の報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第2 議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

参考資料5ページをお願いいたします。

まず、改正の理由でございますが、国におきまして一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の給与を改定するために、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が本年12月8日に閣議決定され、昨日成立されました。

このことを受け、本市においても同様の取扱いとするために改正を行うものであります。

次に、改正内容でございますが、議員の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。令和7年度の期末手当の支給割合に係る第1条の改正は、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の1.725月分から1.775月分に引き上げることとし、年間の支給月数を3.5月分といたすものでございます。

次に、令和8年度以降の期末手当支給割合に係る第2条の改正は、6月期、12月期の期末手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を1.75月分に改めるものでございます。

最後に附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日からとするとともに、第1条の改正後の条例の規定は令和7年12月1日から適用いたすこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） 今の高浜市の厳しい財政状況を踏まえた上で本議案を上程した理由を教えてください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 本議案につきましては、人事院勧告の勧告内容に基づきまして期末手当の支給月数を引き上げるものでございます。こちらにつきましては、地方公務員法の情勢適応の原則がございまして、そちらに基づき、人事院勧告に基づき改正を行うものでございます。以上となります。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 別にこれ改正を行わなくてもいいわけなので、それをあえて、先ほど福岡議員おっしゃったように、この厳しい財政状況なのになぜこれを上げることにしたのかっていうのがよく分かりませんので、ただ単に準じて上げたっていうのはあまりにもそれは乱暴な判断ではないかと思っておりますので、その上でどのような検討の上、どのような結果でこのように上がることになったのか御説明いただきたいのと、これ多分、私これ上程前にもし言われてたら、いやこんなの出さないでくださいって言ってたと思っておりますので、これ議会に相談をされてるんでしょうか。したのであれば、これ誰に相談され、その意見がどうであったのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） こちらにつきましては、あくまで人事院勧告である程度、本来、人事院勧告については必ずしも従わなければいけないものではございませんが、一つの根拠として示された金額でございますので、そちらにこのタイミングで根拠に基づいて人事院勧告に基づいて上げていくというような考えの下、今回上程をさせていただいております。

こちらにつきましては、こちら人事のほうで特別職と共に上程をさせていただいておりますので、こちらにて議案を考えさせていただいており、上程をさせていただいたものでございます。以上となります。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔「答弁漏れありますよ」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 一応、議会のほうに、議長に相談はさせていただいております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 答弁漏れで、私はその意見はどうだったのか教えてくださいって言ったんですけど、じゃあ議長は上げてくださって言ったってことですね。私たちまで全然そういった相談もなかったの、なぜこのような議案が上がってくるのか、私は非常にあり得ないと思っておりますので。

それから、人事院勧告に準じていうことをずっとおっしゃってるんですけど、それしか検討を高浜市はしないってことなんですよね。例えば、人事院勧告に準じて例えば下がることとかいろいろ今後あります。今後あったとしても、例えばやっぱり組合があるところは職員の生活費とかそういったものに影響してくるものですから、きちんと交渉した上でお互いどういった形にしようということで意見をすり合わせていくんですけど、何かあまりにもちょっと人事院勧告が出たから出しますっていうのは私はどうかと思うんですけど、そのあたりの御意見も併せてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） あくまで人事院勧告、基準にはなりますが、やはり特別職や議員の皆さんにつきましては、もともとそういった私たち一般事務職については人事院勧告に基づいて基準が示されるんですが、そういった基準がございませんので、こういったときに人事院勧告が一つの根拠となりますので、それに伴い上げさせていただくというところでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

12番、柴口議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、につきまして日本共産党を代表して反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、議員に支給される期末手当の支給割合について改正を行うものです。私は、結論に

至るまで、様々な意見も踏まえながら慎重に検討を重ねてまいりました。その上で、本議案に反対の立場を取ります。議員に支給される期末手当の支給割合については、人事院勧告の直接の対象ではなく、本市の財政状況や市民感覚を踏まえ、議会が主体的に判断すべき性質のものであると認識しております。

現在、本市は非常に厳しい財政状況に置かれており、市民の皆様も物価高騰の中で大きな負担を抱えています。こうした状況の下で、議員に支給される期末手当の支給割合を引き上げることは、より慎重な判断が求められると考えました。

私は、市民への説明責任を重く受け止め、その上で自分自身が納得できる形で意思表示を行うことが重要であると考えました。その結果として、本議案には反対するという結論に至りました。

ただし、本議案に反対するのは、いずれの会派や議員の考え方を否定するものではなく、また、そのためでもありません。

以上の理由から、本議案には反対とさせていただきます。

〔12番 柴口征寛 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

14番、黒川議員。

〔14番 黒川美克 登壇〕

○14番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代替措置として職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っております。人事院勧告はあくまでも国家公務員に対するものであり、必ずこれに従わなければならないものではありませんが、情勢適応の原則により、また他市においても人事院勧告に基づき改正が行われているところから、均衡を図ることにより、人事院勧告に基づいて改正を行うもので長い歴史があります。過去にも勧告が見送られたこともありましたが、最近ではほとんど完全実施されています。

議員各位におかれましては、勧告制度の趣旨を十分尊重され、本条例に賛成賜りますようお願いいたします。

〔14番 黒川美克 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

7番、福岡議員。

〔7番 福岡里香 登壇〕

○7番（福岡里香） 議長のお許しをいただきましたので、議案第79号 高浜市議会の議員の議

員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、今回、期末手当の増額については、補正予算と本議案が同時に示されるのではなく、別々に上程されました。議会として判断を行うに当たっては、関連する議案が同時に示され、全体像を把握した上で審議することが望ましいと考えており、この点については慎重な検討が必要であると感じております。また、本議案の審議過程において、次の期に議員を務める方々の報酬を検討しやすくするためにも、人事院勧告を尊重し、全会一致で可決したいとの考えが複数回示されました。事前に賛成、反対の方向性を定めることについて、議会としての判断の在り方という観点から慎重に考える必要があるのではないかと感じております。

一方で、議案の判断に当たっては、過去の取扱いを踏まえること自体は一つの考え方であると理解しておりますが、社会状況や財政環境が変化する中においては、これまでの取扱いが常に妥当であるとは限らないと考えております。

また、当初、私は人事院勧告について十分に理解しておらず、その点については反省しております。その後、自ら調べるとともに、複数の詳しい方からお話を伺いました。その結果、市職員につきましては、一般職の公務員であるため人事院勧告を尊重すべき立場にある一方で、議員及び特別職は、一般職の公務員とは異なる立場にあることから、報酬については人事院勧告を必ずしも尊重しなければならないものではなく、地方自治の原則の下、議会が自主的かつ主体的に判断すべきものであるとの認識に至りました。加えて、高浜市の財政状況等を踏まえると、議員として期末手当を頂くこと自体についても慎重に考える必要があると感じております。

そのような中で、期末手当を引上げることについては、市民の理解を得られるものではなく、賛成することはできないと判断いたしました。

以上の理由から、本議案については反対といたします。

以上をもちまして、反対討論といたします。

〔7番 福岡里香 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

10番、北川議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、議案第79号の賛成討論をさせていただきます。

本議案は、人事院より勧告された議員の期末手当の支給割合を0.05月引き上げるものであります。高浜市においては、今までも人事院の勧告に対しまして、それを重視し、尊重してまいりました。

本議案は、人事院勧告に対する姿勢を示すために、賛成をすべきと考えております。

先ほど、乱暴な上程であるとの意見もありましたけれども、勧告があつたのに議案に上げないほうが乱暴な取扱いだというふうに考えるべきであります。重ねて、我々議員には任期がございます。我々議員の任期は令和9年4月であります。その後は、選挙で新たに議員になられた方々が高浜市議会を構成をしていきます。その方々の意に介することなく人事院勧告を受け入れずに期末手当を据え置くことは問題であります。

なお、この後に賛同議員の方々から期末手当の支給割合分を我々の任期中は受け取らない旨の特例条例が出される予定と聞いております。まずは人事院勧告を受け入れ、その後、任期中に関する特例条例を使い、期末手当上昇分を引き下げるという手間のかかることではありますが、これは条例であり、数字の記録をしっかりと残し、このときに高浜市議会はどのように考え、議会を進めてきたのかを残していくことが重要と考えます。

また、議長が他の議員に相談もなかったような質疑がありましたが、各派代表者会議などで、この追加議案の件や特例条例の件もある程度、話し合われたと記憶をしております。

全議員の御賛同をいただきますようお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、反対意見を申し上げます。

今回の条例改正は、議員の期末手当支給割合を引き上げることとなっております。ただいま人事院勧告に対する姿勢を示すというような発言がありましたが、どこに示すのでしょうか。それを示さなければならないということは、私はどこに明記されているかよく分かりません。

これまで一般質問や予算、決算時にも申し上げてきましたが、大変厳しい財政状況どころか、近い将来、財政破綻となる可能性も私は現在あると考えております。このような財政状況に陥ったことは市長の責任でもありますが、議員が予算や決算について全て当局の予算提案や決算報告に承認してきた責任でもあります。期末手当の引上げどころか、報酬をカットしなければならないようなときにこのような条例を上程することは、市民感覚からすればあり得ません。

よって、反対といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第79号 高浜市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、という議案が私に提出されましたので、議会運営委員長に議運の開催をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前11時10分休憩

午前11時30分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議員提出議案が提出され、その取扱いについて議会運営委員会にて協議が行われたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

〔議会運営委員長 北川広人 登壇〕

○議会運営委員長（北川広人） 御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

休憩中、議長に提出されました議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、につきまして、その取扱いを協議する議会運営委員会を委員全員出席の下、開催し、その取扱いを検討しました結果、本日日程を追加し、議案の上程、説明、質疑を行い、委員会付託を省略し、討論、採決の順序で行うことに決定しました。

引き続き、皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長より報告がありました。

お諮りいたします。

議員提出議案第4号について、この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、この際、議員提出議案第4号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

11番、鈴木勝彦議員。

〔11番 鈴木勝彦 登壇〕

○11番（鈴木勝彦） 御指名をいただきましたので、議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

提出者、高浜市議会議員、私、鈴木勝彦、橋本友樹議員、荒川義孝議員、野々山 啓議員、今原ゆかり議員、岡田公作議員、北川広人議員、黒川美克議員、以上であります。

先ほど、市議会議員の令和7年度12月期の期末手当の支給割合を改定するとともに、令和8年度以降の6月期及び12月期の期末手当の支給割合を改定し、年間の支給割合を0.05月分増加させる条例改正案が可決されました。本案は、議員の期末手当を現状に据え置くために、支給割合を引き下げる特例を定めるものでございます。

本案の内容でございますが、まず第1条では、令和7年度における期末手当の支給割合の特例として、今年度12月期の期末手当の支給割合を100分の177.5から100分の172.5に引き下げて適用することとし、第2条では、令和8年度における期末手当の支給割合の特例として、令和8年6月期、12月期の支給割合をそれぞれ100分の175から100分の172.5に引き下げて適用するものでございます。これにより、年間の期末手当の支給割合を3.5月から3.45月とするものでございます。

最後に、附則第1項及び第2項におきまして、この条例は、公布の日から施行することとし、ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行することとしております。また、第1条の規定は、令和7年12月1日から適用することとしております。また、第3項において、今回の特例条例の制定に併せて、議員報酬等について規定する高浜市議会基本条例第21条の規定を改正することといたしております。

なお、第4項において、この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失うことといたしております。

説明は以上であります。どうぞよろしくお願ひいたします。

[11番 鈴木勝彦 降壇]

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

7番、福岡議員。

○7番（福岡里香） この条例は令和9年3月31日に効力を失うとなっておりますが、今回だけではなく3月31日までにした理由と、例えば、来年の12月にまたこの人事院勧告から期末手当の引上げに関する議案が上程された場合には再びこういう特例条例を出されるのか。それともどうされるのか、お聞かせください。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） まず、1つ目の質問でありますけれども、条例の失効の期限ですが、令和9年3月31日としたのは、これは行政の1年の期というものが3月31日で一区切りということになることと、それから期末手当に関しましては、来年度6月1日の現状で発生するものであって、それ以降、我々が令和9年の4月までの任期でありますけれども、令和9年においても同じように6月1日ということで、この失効、この期にすることによって、期末手当に関してはしっかりとコントロールができるということでこの日程にさせてもらったということでもあります。

それから、人事院勧告において行われるものに関してどのようにするのかということですが、それはその時々状況に合わせて考えていくべきものだというふうに思っておりますし、高浜市の財政状況が悪いということに対しての、例えば、議員の報酬における議員の姿勢に関しては、また別の話で議論をしていけばいいものであると思いますので、この条例に関しましては、以上のような理由によってこのような形になっているという理解をしていただければと思います。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、条例案というのは、これ議会運営委員会の中で今日の議会運営委員会のところで上がっている条例案になるかと思うんですけど、これ新たに先ほど上がって名前が入ってるので。ここで一部空欄があるんですけど、これ空欄のまま出されるってということなのか、それともどうということなのかってというのがまず1点目です。

それから2点目ですけど、先ほどから言ってるようにこれ人事院勧告に準ずるとかいろんなこと言われてるんですけど、これ逆に言えばそれを否定するような今回上げることを決めて下げるって言うてるんですね、期末手当を。これ真逆のこれ条例になるんですけど、先ほどから、人事院勧告に姿勢を示すとか準ずることとかいろいろ言ってたんですけど、これ全く逆のことになりますので、これどのように先ほどの意見からすると理解すればいいか分からないので、教えていただきたいと思ひます。

それから、これ提出者を見ると賛成をされた方かなと思ひますけど、これ特例条例を出すん

であれば、先ほど一回、79号は可決されてるんですよね。だから反対した人が今回こういうふうに出しますよっていうのは理解できるんですけど、なぜこれ賛成した人がまた今度全く違うような逆の条例を出すのか私理解ができませんので、そのところ御意見いただきたいと思います。

それから、議員の任期中という話なんですけど、議員の任期はやはり令和9年の3月31日ではありませんので、ちょっとその表現は違ってくるのかなと思いますし、そのあたりはどのように今後されていくのかというところと、あと先ほど北川議員が財政状況のお話もちょっと触れましたけど、私はどう考えても今後財政状況がよくなると思っておりませんので、なぜそれを2年間だけにして、あとは次の人が決めればいって言ってますけど、次の人はこれ決めるも何も自動的にこれ期限が切れて上がるわけですから、決めるも何もないかなと思ってんですけど、これ財政状況についてはどのようにお考えなんですかね。お答えください。

○議長（神谷直子） 11番、鈴木議員。

○11番（鈴木勝彦） ありがとうございます。

今の御質問の中で、大変財政状況が悪い中であって、なぜ賛成したんだということでもありますけども、各派代表者会議でも皆さん方と御議論させていただきました。やっぱり人事院勧告を尊重するというのを、私ども提出者は皆さん御理解いただいて、ただし、我々の任期中はこの特例を活用していただいて、市民の皆さん方に御負担をかけないように、3回の期末手当を減額していくと。そして、新たに9年4月に新しい議員さんが選挙で選ばれますので、そのときに財政状況も鑑みながら皆さん方で御判断いただいて、そのまま継続するのか、あるいはこれは失効しますので、4月のときに新しい議員さんで失効したままで0.05月上がるわけですけども、これを採用するのか、御判断いただければいいかなと思っておりますので、新しい議員さんたちにも、やはりこの高浜市の成り手不足の解消の一助になるのかなと思っておりますけれども、そこは財政状況をしっかり御判断いただいて御可決いただければいいかなと思っておりますので、そういう上程の仕方をさせていただきました。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） 今回のこの特例条例の空欄の部分ですけども、先ほど御議決いただきました第79号の議決をもって、今後この条文の番号が決まるということですので、今日のところは空欄ということで。何を指してるかというのはその条例であるということをお理解いただければというふうに思います。

それから、何度も話が出ておるんで重なるようなところもあるかもしれませんが、人事院勧告のこれはなぜそんなに尊重しなきゃいけないのかというのは、これはこの後また上程というか、議決にされるかどうか分かりませんが、出てくる特別職3役の報酬等も同じですし、議員の報酬等もそうですけれども、自らのものを上げるということは市民目線から言うとはほぼほぼできないというのは基本ではないかと思えます。ですから、我々が自分たちでコントロールで

きる範囲、我々の任期中は我々がコントロールして上げるべきものではないのは、このような形で下げていくと。そして、我々の任期が終わった後のことは、そのときの新たに市議会を構成する方々が決めていけばいいのかなということを思います。

ここで人事院勧告を受けずに、そのままスルーをしていって、例えば、来年また人事院勧告で0.05月上げなさいということが来ると、高浜は今度は0.1月分差ができるということになります。勧告はどこまでいったって、高浜のへこんだ部分を埋めてくれる勧告っていうのは絶対に来ません、国一律での数字でしか来ませんから。それを曲げて高浜だけ余分に勧告以上の引上げをするということはまず不可能になります。そういったことにならないように、その時々議員さん、あるいは三役の方々がそういったことにならないように、この方法を取ってやっていくということが本意でありますので、高浜市の財政がどうだとかこうだとかっていうことは当然理解をした中でやっておるといふふうに御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（神谷直子） 倉田議員、見てる資料が違うかと思うんですけど。

今後の会議の令和7年12月定例会、議案資料の議員提出分というところを見ていただくと、その空欄がもうないと思うんです。

〔「もう一回言ってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 今後の会議の12月定例会の議案のところフォルダが、空欄、議案提出分のところが空欄になってないと思いますけど。そこじゃないんですか。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） 今、議案になったから79号入りましたよね。

〔「議案番号ではなくて条例番号」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 条例番号か。条例番号っておっしゃったんですね。

すいません。私が勘違いしております。

では、ほかに質疑。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） だから私が理解できないのは、人事院勧告を尊重するとか人事院勧告に従うとかすごいおっしゃっていて、で、賛成しておいて、それを全く逆の条例を出してるわけなんですよ。逆ですよ、引き上げますっていうことで皆さん賛成して、今度引き下げますってことにするわけですから。そこが私は逆に言えば尊重していないことになるし、そこが私理解できないなと思ってますので。

それから、例えば、先ほどの79号、これに対してそんなに人事院勧告を残したいっていうのであれば、これ修正案を出せばよかった話ですので、なぜそこで修正案ではなく、あえてこの特例条例にするのかっていうことも分かりませんので、御説明していただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 10番、北川議員。

○10番（北川広人） これもう御理解というよりも気持ちの問題で理解がしてもらえないのかな
としか思えないんですけれども。

まずは、人事院勧告は先ほど言ったように、重要なこれは勧告であるということ尊重し受け
入れるということ。これは人事院勧告を受け入れるというのは、これは一つの数字として捉えて
それを受け入れるという部分であります。そして、それをお金という部分に関して考えると、受
け取るべきではないということで今回の特例が出ると、こういう言い方をしていただければ御
理解をしていただけるんでしょうか、分かりませんが、簡単に言うとそういう話であります。

それから、修正案の話もありましたけれども、修正とすることと、それからこのような形で特
例をつくるっていうことは全く意味が違います。修正というのは、これは同時上程されて議論を
されていくべきものになりますので、人事院勧告を受け入れたかどうかという判断が後々見ても
分かりません。どちらかという修正が優先で行きますので、人事院勧告による条例は否決をさ
れます。ですから、そうすると人事院勧告を受け入れたということにはならないので、我々の意
に反する形となりますから、このような形での特例条例ということになります。これで御理解し
ていただけただしょうか。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、
これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定
いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関
する条例の制定について、反対討論を行います。

この条例は、先ほど期末手当の引上げを行った条例第79号に対し、それを令和9年3月31日ま
での引上げを行わないようにする特例条例です。

なぜ先ほどの議案第79号に多くの議員が賛成し、可決したにもかかわらず、すぐに可決した議
案第79号の条例を否定するような条例を上程するのか、全く私は理解できません。先ほどの賛成

は何だったのでしょうか。

このように引上げを延期したければ、79号の議案に対し修正案を出せば済むことです。再度議案を上程するのは理屈に合いません。

議案第79号に賛成した議員ではなく反対した議員が提出するのであれば、まだ理解できますが、なぜ第79号に賛成した議員が79号を否定するような議案を再度提出するのでしょうか。

また、現在の議員の任期中だけ引き下げ、改選後はそのときの議員で決めればよいというような発言がありましたが、決めるも何も、何もしなければ、このまま改選後は期末手当が自動的に上がることとなります。改選後の議員が期末手当を上げたければ、そのとき議員提案の条例を上程すればいいだけのことです。自動的に期末手当が上がる条例については、ずるいやり方だと既に市民から批判もされておりますし、このようなやり方は市民への目くらましとも捉えられます。

また、引き上げた期末手当をあえて下げる議案を議員が提出するのはパフォーマンスでしかないといった市民から厳しい声も届いています。

いずれにしても、私は今後数年で財政状況がまともになるとは考えられないことから、期間限定で期末手当を下げるような条例には反対といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

1番、橋本議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、今回の特例に関する条例に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の特例に関する条例というのは、先ほど来からありますように、先ほど可決されました議案第79号、議員の期末手当に関する条例の一部改正で上げられた議員の期末手当の金額を従来どおりの金額に下げるといった条例であり、皆さんおっしゃってる、心配されておる市の財政を考えたとき、私たち議員自らが下げるといったことに対しては当然であり、議員の皆さんの賛同を得られるものだと思っております。

中には、このような特例で下げるのではなく、先ほどの79号を上げるといった議案をそもそも否決してしまえばよいとお考えの方もいらっしゃるようですが、先ほどから北川議員もおっしゃっているように、先ほどの79号の議案は、人事院勧告を尊重した議案である、金額を上げる議案ではなく数字を尊重した議案であったと考えておるので、先ほどの議案を否決してしまえば、結果は一緒ではないかといったようなことをおっしゃっている、考えているものとは思いますが、結果が一緒でしたら何でもよいといったわけではなく、そこに至る経緯というのが非常に大切であると考えております。

先ほどの期末手当を上げる条例に私どもが賛成したのも、今回のこの特例条例で下げることを

前提とした、見込んで賛成したものであり、私たち自身のお金を上げてほしいとか、そんなことを考えているわけでは全くありません。必ずこの特例の条例を成立させなければならないと考えております。

議員の皆様も下げることに對して間違いなく賛同を得られるものと思っておりますが、全会一致での賛成をし、可決していただくことをお願いいたしまして、賛成の討論といたします。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

14番、黒川議員。

〔14番 黒川美克 登壇〕

○14番（黒川美克） 議長のお許しをいただきましたので、議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどからいろいろと皆さん方、言っておみえになりますけれども、最終的には皆さん御承知のとおり、現在の高浜市の財政状況を見ますと大変厳しいものがあります。この厳しい財政状況のときだからこそ、市民の皆様にも現状を理解していただくためにも、議員各位におかれましては、本条例の制定に賛成を賜りますようお願いをいたしまして、討論とさせていただきます。

〔14番 黒川美克 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

12番、柴口議員。

〔12番 柴口征寛 登壇〕

○12番（柴口征寛） それでは、議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、につきまして、日本共産党を代表して賛成の立場で討論させていただきます。

私は、今回の判断に当たっては、現在の本市の厳しい財政状況や市民感覚を踏まえ、議員に支給される期末手当の支給割合については引き上げるべきではないと考えております。

今回の議論においては、人事院勧告を尊重する立場から、まず議案第79号を受け止めた上で、その後、本議案によって対応するという考え方が示されてきたと受け止めております。その考え方は説明を受ければ理解できるものです。

一方で、市民の皆さんの立場に立って考えたとき、一度、期末手当の引上げを受け止めた上で、

改めて対応を行うという流れはやはり分かりにくいと感じる方も少なくないのではないかと感じております。

こうした点を踏まえ、本議案は議案第79号が可決されたという経過を得た上ではありますが、最終的に議員に支給される期末手当について、引上げを行わないという判断を示すものであり、結論を明確にする点に限っては一定の意味を持つものであると考えます。

以上の理由から、本議案には賛成いたします。

[12番 柴口征寛 降壇]

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議員提出議案第4号 高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は1時。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第80号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第80号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

参考資料5ページをお願いいたします。

改正の理由は、先ほどの議案第79号と同様でございます。

次に、改正内容でございますが、常勤特別職の期末手当の支給割合を引き上げるものでございます。令和7年度の期末手当の支給割合に係る第1条の改正及び令和8年度以降の期末手当支給割合に係る第2条の改正は、先ほどの議案第79号と同様の月数分にそれぞれ改めるものでござい

ます。

最後に附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日からとするとともに、第1条の改正後の条例の規定は、令和7年12月1日から適用いたすこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） すいません。今、80号でよかったですか。

○議長（神谷直子） はい、80号です。

○13番（倉田利奈） 先ほどから人事院勧告の話が出てるんですけど、結局、特別職に対しては人事院勧告っていうのが出てないんですよね。出てないにもかかわらず、今回このように準じて上げるっていうんですけど、準じた上で、その上でどういう議論があって上げたのかっていうのがよく分からないので、なぜ今回、その部分、どうして準じて上げることにしたっていうその部分について御説明いただきたいと思います。

それから、私、今回上げるっていうことなんですけど、財政状況、これ見ると、とてもじゃないけど上げれるような時期ではないと思うんですけど、なぜこのような時期に上げたのかということについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） まず、1点目の質問なんですけれども、先ほどから何回か御答弁させていただいているんですけども、人事院勧告に必ずしも従わなければならないものではございませんが、やはり情勢適応の原則がございますので、財政状況も踏まえた上で人事院勧告についてはやはり基づいて改正をしていくということで上程をさせていただいたものでございます。

また、このような状況であったとしても、やはり人事院勧告、特別職の給与につきましては根拠があるものではございませんが、人事院勧告が一つの基準となりますので、そういった基準に合わせて今回も改正をとして上程を、上げさせていただいたものでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 答弁漏れありましたか。

秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） このような時期ということなんですけど、やはり人事院勧告が出ましたので、そちらに従って改正するというので、このタイミングで上程をさせていただいております。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） だからそこが全然理解できないんですけど、人事院勧告に従わなければいけないわけでもないし、さっき今の御答弁でいくと、根拠がないけどっていうふうにおっしゃったんですよ。根拠がないのに何でこれ上げる条例をあえて出すのかっていうところが私全く理解できないんですね。ましてやこの財政状況なんですよ。だから、多分、中では議論されてると思うんですよ、人事院勧告でこうです、それに準拠しますかどうかっていうところは検討して、結果的に市長が上げたわけだから、市長はどういうお考えの下、上げたのちよっとそこを教えてくださいたいんですけど。市長です。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今の先ほど来ずっと言われております人事院勧告、我々はずっとこれまでも引下げのときも人事院勧告を受け入れて一般職も特別職もやってきておると。それを踏まえて、時期、今おっしゃるように財政状況は非常に混沌としておって厳しい状況であるということは重々承知の上ですけども、前例も含めてそういった御提案をさせていただいたということでございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第80号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対の意見を申し上げます。

市長、副市長、教育長の三役の期末手当を引き上げる条例案が提案され、あまりにも私はあきれております。近い将来、財政が破綻するかもしれないようなときに、このような条例を上程する意味、全く理解できません。私は、遅くともこの12月議会に市長及び副市長の給与をカットする議案が上程されるものと考えておりました。

行政連絡会では、ある町内会長が、こんなに財政が厳しいのであれば、まず市長の給与をカッ

トすべきだという内容の厳しい発言がありました。私はこのような発言はあって当たり前であると思っております。なので、逆に期末手当を上げ、年収をアップさせるようなこのような条例が出てくるとは夢にも思いませんでした。

このような条例案に賛成する議員がいるのであれば、ここで理由を示すべきでありますし、市民へもしっかり説明すべきではないでしょうか。

市長は、この議案が可決した際には、期末手当を引き上げる期間を延期する議案を提出するような内容の発言が議会運営委員会でありました。そうであれば、この議案80号の議案をないがしろにすることになります。あまりにも議会軽視ではないでしょうか。

議員の皆様におかれましては、後から再度、市長が議案を提出するから賛成するのではなく、まずこの議案に向き合い、公正な判断をすべきではないでしょうか。

この後、市長が期末手当について延期する議案を提出するのであれば、今回のこの議案については反対しなければ筋が通りません。

以上、反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

10番、北川議員。

〔10番 北川広人 登壇〕

○10番（北川広人） 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して議案第80号の賛成討論をさせていただきます。

この議案は、議案第79号と同様に人事院より勧告されたものに準じて常勤特別職の期末手当の支給割合を0.05月引き上げるものであります。

報酬や期末手当などは一つの目安がなければ決まりません。人事院の勧告というのはその目安に対して非常に大きな力を持つものであり、重視すべきものであるというふうに思います。また、財政が厳しいから報酬カットすべきだとの話もございましたけれども、それは今回のこの議案とは別話であります。ここでその話を両方並べて行うことは、これはおかしなことでありまして、今回のこの議案に対して素直に受け取っていただければというふうに思います。

高浜市においては、今までも人事院の勧告に対して、それを尊重して、しっかりとそれに従ってきた経緯がございます。本議案は、人事院に対する姿勢を示すために賛成をすべきと考えるところであります。

この後、非常勤特別職が受け入れるかどうかは別問題であり、全議員の賛成をお願いをして、討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔10番 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第80号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。再開は13時15分。

午後 1 時11分休憩

午後 1 時15分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、市長より、高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、という議案が追加提出され、その取扱いについて議会運営委員会を開催していただきたいと思えます。

議会運営委員長、よろしく願いいたします。

暫時休憩をいたします。再開は議会運営委員会終了後になりますので、しばらく休憩となります。

午後 1 時15分休憩

午後 1 時27分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に、市長より、議案第83号が追加提出され、その取扱いについて議会運営委員会にて協議が行われたので、その結果の報告を求めます。

議会運営委員長、北川広人議員。

[議会運営委員長 北川広人 登壇]

○議会運営委員長（北川広人） 議長より御指名いただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

休憩中に、市長より、議案第83号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定についてが追加提出され、その取扱いについて協議する議会運営委員会を委員全員出席の下、開催しました。

追加議案についての説明を受けた後、その取扱いについて検討しました結果、本日日程を追加し、議案の上程、説明、質疑、討論、採決の順序で行うことに決定いたしました。

引き続き、皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔議会運営委員長 北川広人 降壇〕

○議長（神谷直子） ただいま議会運営委員長より報告がありました。

お諮りいたします。

議案第83号について、この際これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議がありましたので、採決いたします。

〔「…聞かないんですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） いいですよ。御異議がありましたので。

〔「動議です」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 動議ですよ。動議にセコンドされる方見えますか。

〔「内容も言っていないのにセコンドできないですよ。動議の内容をまず説明させてください。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） では、説明してください。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、議会運営委員長のほうから、議案第83号につきまして、ただいまから説明とか質疑をやって、討論、採決にするってということだったんですけど、たった5分前に出された議案について、今すぐ私たちこれ判断できるんでしょうか。はっきり言って、よくこれしっかり読めてません、5分しかありませんので。

ですので、やはり最終日は延期してもう一日設けないと、これしっかり審議できませんので、そのようにしていただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（神谷直子） 今の動議にセコンドされる方、お見えになりますか。

〔賛成する者あり〕

○議長（神谷直子） 福岡議員がセコンドされるってことですか。

それでは採決いたします。

その御異議があった、その日程を延長したいという旨がありましたけど、その動議に対して、賛成の方、起立をお願いします。

〔「何の採決」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 動議に対して。日程を延長することに対してというセコンドがありましたので、その採決をしたいと思いますけど。

暫時休憩いたします。

午後 1 時31分休憩

午後 1 時34分再開

○議長（神谷直子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま動議がありまして、セコンドされる方見えまして、その動議について議案として上程するかどうかの賛成か反対をお聞きしたいと思います。

〔「上程するじゃない。議案として取り扱うか・・・」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 議案として取り扱うかを採決したいと思います。

では、この議案として取り扱いたい方に対して、賛成の方、起立…

〔「議案として」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 議案として取り扱い、その日程を追加したいということに対して、議案として取り扱うことに対して、賛成の方は起立をお願いいたします。

〔「意味が分からない」と呼ぶ者あり〕

〔「自分が分かってないじゃん」と呼ぶ者あり〕

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立少数でございますので、ただいまの動議は、議案として取り扱わないことに決定いたしました。

○議長（神谷直子） 議案第83号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第83号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、市長、副市長及び教育長の常勤特別職に係る期末手当の支給割合について、今定例会の議案第80号として上程させていただきました、高浜市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例により、支給割合を引き上げる改正を御可決いただいたところではありますが、諸般の事情に鑑み、期末手当の支給割合を引き下げる特例を定めるものでございます。

本案の内容でございますが、第1条では、令和7年度における期末手当の支給割合の特例とし

て、今年度12月期の期末手当の支給割合を1.775月分から1.725月分に引き下げて適用することとし、第2条では、令和8年度における期末手当の支給割合の特例としまして、1.75月分から1.725月分に引き下げて適用するものであります。これにより、年間の期末手当の支給割合を3.5月分から3.45月分とさせていただくものでございます。

最後に附則の関係でございますが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和8年4月1日からそれぞれ施行するとともに、第1条の改正後の条例の規定は、令和7年12月1日から適用いたすこととしております。第3項において、この条例は、令和9年3月31日をもってその効力を失うということとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 附則の第3項のその令和9年3月31日限りで効力を失うとあるんですが、この令和9年3月31日とした理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 今回、令和9年3月31日までとした理由につきましては、今回80号議案で可決いただきました引上げの分が令和8年の12月までの引上げでございまして、その分を据え置くものとしたものでございます。

令和9年度以降については、またそのときの情勢を見ながら検討させていただくものでございます。以上となります。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） だから、それが何で令和9年3月31日なのかっていうところを知りたいんですけど、今、私、柴口議員の質問の答えになってないと思うので、なぜこれが令和9年3月31日なのかっていうところについて、きちんと御説明ください。先ほどから、全然ちょっと質疑と答弁がかみ合っていないので、かみ合う答弁をお願いしたいんですけど。

それから、先ほど可決されたのにまたすぐ新たに特例議案を出してるんですね。で、今、諸般の理由っていうようなことおっしゃったんですけど、たったこんな数分で諸般の理由、何になるのかなと思うんですけど、そのあたりについて詳しく教えてください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 一応、令和8年度までというのが今回の人事院勧告で引き上げたものが令和8年度のところまで据え置きになりますので、そちらの分に対してまずは据え置くということで9年度の末までとしております。

諸般の理由につきましてはなんですが、特別職からの申出により今回人事院勧告については一旦

条例で可決をいたしました。そういったいろんな状況を見ながら、引上げをすることを据え置きたいというような申出がございまして、今回このような特例条例を上げさせていただいたところでございます。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） だから、そのいろんな状況というのは分かんないんですよね。とりあえず最終日に上げました。同じ日の、同じ日に上げてるんですよ、この条例を。そのいろんな状況って何なんですかね。だったら最初から先ほど可決された議案を上げるべきではないですよね。なぜ同じ日にこんなやつをやっているのかっていうのと、結局、先ほどの令和9年3月31日限り効力を失うということは、その後は自動的にまた期末手当がアップしちゃうんですよね、これだと。それが何でこの令和9年3月31日までだけなのかっていうこの日にちについても、ちょっと今の説明だとちょっと私分らないので、しっかりそこを詳しくきちんと説明してください。

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 今、諸般の事情というのはどういうことだということで、我々市の財政運営そういったものを含めて、今、先ほど柴口議員でしたっけ、前の議案の中でも市民感情という言葉が口にされてます。それから、先ほど議員さんの報酬に対する議論の中でもそういったことをずっと聞く中で、すぐ数分でというそういうことをおっしゃいましたけど、そういう気持ちの中で我々は今ここで取り下げさせていく、期間を、下げさせていただくというものを上程したものでございます。

〔「理由になってない」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） ほかに。

〔「理由になってないし、答弁ちゃんとしてください。日にちについてもっと詳しくちゃんと説明してください。全然答弁になってない。」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 副市長。

○副市長（深谷直弘） 日にちにつきましても先ほどリーダー申しましたように、9年になりましたら、それ過ぎましたらきちんとそこはまたそこで議論をさせていただいて、そのときの状況で、状況によってはこれ以上ということもありますので、それはそれできちんと調整して御提案させていただきたいというふうに考えております。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

13番、倉田利奈議員。

〔13番 倉田利奈 登壇〕

○13番（倉田利奈） 議案第83号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、反対討論を申し上げます。

先ほどから秘書人事グループリーダーや副市長の説明を聞いていても、全く納得できるような御答弁がございませんでした。なぜ、先ほど市長が期末手当を引き上げる条例を自ら提出し、賛同を経て可決されたにもかかわらず、すぐにその条例を一定期間引き下げる条例を提出するのか、本当に理解に苦しみます。そうであるなら、最初から期間限定で引き上げる条例として上程すればよかったのではないのでしょうか。まして、令和9年3月31日まで延期するのはなぜでしょうか。令和10年度、どのような財政運営になっているのか、予測はできても実際はどうなるのか分かりません。もし予想に反して、非常に健全な財政運営になっていれば、そのとき市長が自ら期末手当引上げの条例を上程すればいいだけの話です。期限が過ぎたら自動的に期末手当が引き上げられる、このような条例には反対です。

また、先ほどと同様に市長の給与をカットする条例ではありませんでした。非常に残念です。私は、期末手当の引上げはもともと反対ですし、それを期間限定で引き下げる、これはパフォーマンスでしかないと考えます。

以上で、反対討論といたします。

〔13番 倉田利奈 降壇〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

1番、橋本議員。

〔1番 橋本友樹 登壇〕

○1番（橋本友樹） それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表し、高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給の割合の特例に関する条例について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

この議案は、先ほど私も議員に対する期末手当のときと同じ形を取っております。特別職の手当を現状のままにするための条例であり、金額が多いとか少ないとかといったことはあるとは思いますが、その金額自体については御自身が自ら判断されることであると思っておりますので、この場で論じることはいたしません。今の厳しい市の財政状況を鑑み、自ら下げるといった姿勢を評

価するものであり、賛同するところであります。

〔不規則発言あり〕

○議長（神谷直子） 不規則発言は控えてください。

○1番（橋本友樹） 今後もなお厳しい財政状況が続くこととなるが、今回のように、自ら痛みを伴う覚悟を持ち、その気概を持って厳しい市政運営に邁進していただくことをお願いし、賛成の意を表するところであります。

議員の皆様においても賛成していただくことをお願いし、賛成の討論とさせていただきます。

〔1番 橋本友樹 降壇〕

○議長（神谷直子） 反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第83号 高浜市特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給割合の特例に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第4 議案第81号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（野口恒夫） それでは、議案第81号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、御説明申し上げます。

参考資料の20ページをお願いいたします。

本案は、本年度の人事院勧告に基づき、給料表の改正等を行うものであります。

最初に、本年度の人事院勧告でございますが、人事院は本年8月7日に国会と内閣に対し、給与改定についての勧告を行い、政府において勧告どおりの内容とする一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が12月8日に閣議決定され、昨日成立されました。本市においても、人事院勧告尊重の基本姿勢に立ち、勧告どおりに改正するものでございます。

まず、勧告の内容でございますが、月例給の引上げ、期末・勤勉手当の引上げ及び通勤手当の引上げといった給与改定を行うものであります。

それでは、今回改正を行います条例の改正内容につきまして、順に御説明申し上げます。

参考資料の21ページをお願いいたします。

初めに、高浜市職員の給与に関する条例の一部改正でございますが、行政職給料表の改正に係る第1条の改正では、特に若年層に重点を置きながら、別表第1、行政職給料表の給料月額を平均3.2%引き上げることとしております。

次に、期末・勤勉手当の改正では、年間支給月数を民間の支給割合に見合うよう引き上げるものでございます。令和7年度の期末・勤勉手当の支給割合に係る第1条の改正では、本年12月期の支給割合を再任用職員以外は期末手当を現行の1.25月分から1.275月分に引き上げ、勤勉手当を現行の1.05月分から1.075月分に引き上げ、年間支給月数を4.65月分に。再任用職員は、期末手当を現行の0.7月分から0.725月分に引き上げ、勤勉手当を現行の0.5月分から0.525月分に引き上げ、年間支給月数を2.45月分にいたすものでございます。

次に、第2条による改正では、令和8年度以降、6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を再任用職員以外では期末手当を1.2625月分、勤勉手当を1.0625月分とし、再任用職員では期末手当を0.7125月分、勤勉手当を0.5125月分に改めるものでございます。

参考資料の22ページをお願いいたします。

通勤手当の改正は、自動車等使用者に係る通勤手当の額を通勤距離の区分に応じて引き上げるもので、第3号の通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満のものから第13号の通勤距離が片道60キロメートル以上のものまで、それぞれ200円から7,100円までの幅で引き上げるものでございます。

続きまして、高浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、給料表の改正に係る第3条の改正では、さきの高浜市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う給料表の改正に伴い、同表を準用する会計年度任用職員の別表第1、給料表の給料月額を引き上げるものでございます。

参考資料の23ページをお願いいたします。

続きまして、高浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございますが、給料表の改正に係る第4条の改正では、特定任期付職員に係る給料月額を見直し、給料表を改正するとともに、期末・勤勉手当の改正では、本年12月期の期末手当の支給割合を現行の0.95月分から0.975月分に引き上げ、勤勉手当を現行の0.875月分から0.9月分に引き上げ、年間支給月数を3.7月分といたすものでございます。

次に、第5条による改正では、令和8年度以降、6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給割合を平準化し、それぞれの支給割合を期末手当では0.9625月分、勤勉手当を0.8875月分に改めるものでございます。

最後に附則の関係でございますが、この条例の施行期日は、第1条、第3条及び第4条の規定は公布の日から、第2条及び第5条の規定は令和8年4月1日からとするとともに、第1条、第3条及び第4条の規定による改正後の条例の規定について、通勤手当及び給料表の改正部分は本年4月1日から、期末・勤勉手当の改正部分は本年12月1日から適用いたすこととしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 職員は、やはり人事院の、職員はですよ、職員は人事院勧告を尊重しなければいけないと思っておりますので、人事院勧告に基づく条例改正はいいんですけど、ちょっと細かいこと聞きますと、まず会計年度任用職員につきまして、どうも近隣市において遡及するところとしないところがあるっていうような話があるんですけど、高浜市においてはこれ遡及をされるのかなというふうに理解するんですが、近隣市で遡及してるとこ、する案、しない案、そのあたりの状況について、まだ最終日迎えてないともありますので、案という形で結構ですので、どのようになっているのか教えていただきたいのと、あと、この間も申し上げてるんですけど、保育士がなかなか来ないっていうことで、会計年度についても同様かと思っております。これ改正後が、保育士、幼稚園教諭が1,455円から1,497円ってことで、ちょっと前になるんですけど、やはり高浜市のこの時給が非常に低いっていうところも保育士さん来てくださらないっていう理由の一つかなとも思っておりますので、この1,497円という上限、近隣市において今どのような状況になっているのか、教えていただきたいと思っております。

それから、最後に、会計年度任用職員さん今回遡及されるのはいいことなんですけど、ただ計画的に働いてみえる方がいらっしゃると思います。特に扶養の範囲で働きたいとかそういう方もお見えになると思いますので、会計年度任用職員さんへの周知、それから相談がないという、なんか本当にこれってなかなか保育職場って下りてるのかなっていうところが、私、自分がやってたときは全然そういった情報が下りてこなかったもので、きちんとそういったところのレスポンスはどのような形でされているのかについてお聞かせください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） すいません、ちょっとまだ12月議会が多分各市やっているの、確実な把握ができてないんですけども、近隣市おおよそのところで会計年度さん遡及を行うっていう、昨年度は遡及を行ってない市もあったということのを伺っているんですけども、今年度は遡及をする方向で変わってきているということのを伺っております。

すいません、保健師については、ちょっと近隣市の時給を、今、把握、ちょっと資料がありませんので。

〔「保育士」と呼ぶ者あり〕

○秘書人事G（京極昌彦） 保育士、申し訳ありません。

保育士については、近隣市のことをちょっと今、把握、資料がございませんので、ちょっとお答えすることができず、申し訳ございません。

3点目の会計年度につきましては、人事院勧告が出た後、9月26日付で会計年度の皆さんに対して、人事院勧告に基づき条例改正が可決された場合は、報酬、期末・勤勉手当の率が変わり、遡及が発生することで年収が変わるということを周知させていただくとともに、その後の変わった場合で年収がどれくらい変わるかというシミュレーションができるエクセルデータについても配布させていただきました。こちらにつきましてはグループウェアを通じて周知させていただくとともに、各所属長に対して会計年度の方に周知をしていただくように依頼をさせていただいております。学校等グループウェアが見れないところにつきましては、こちら秘書人事グループのほうから書面のほうを各会計年度さんに配布をさせていただき、周知をさせていただきました。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 各所属長がどれだけ周知をしてるかっていうことで、紙ベースでやっていただくっていうのは丁寧にやっていただいているかなと思うんですけど、それに対しての、私は、中には、たまには、いやどうしても扶養の範囲を超えちゃうから困るわとか、そういった声の、いわゆる回答というか、それはどのように集計したりしてるんでしょうかね。多分、高浜市って組合、会計年度さん入ってないのかなと思うと、どうやってそれを合意を取ってるのかっていうのがよく分かりませんし、あと職員組合の合意と、職員組合、多分加入率低いのかなと思うと、そのあたりどうやって合意を取られているのか、教えてください。

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 会計年度さんにつきましては、その周知をさせていただいた後、年収によって働き方を変えたいというようなことがある場合は秘書人事グループに相談してくださいということでお話させていただいております。今年度につきましては1名の方から少し働き方を変えたいというような相談を、申出を受けております。

あと、職員に対しての周知につきましては、先ほど10月の24日に職員組合の組合委員長に対して周知を行わせていただき、職員組合のほうには周知をいただいております。また、そのほかの職員につきましては、部長会でこの条例案を上げさせていただいておりますので、部長からグループリーダー、グループリーダーから各職員に対して、そのような今回の人勧に基づく変更については周知をいただいているところでございます。

〔「だから、合意はどうやって取ったの…それを聞いている」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 秘書人事グループ。

○秘書人事G（京極昌彦） 周知をさせていただき、何かあれば人事のほうに意見をいただくことになるんですけども、そういった形での同意という形では取れていない状況です。

○議長（神谷直子） ほかに。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第81号 高浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第5 議案第82号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第9回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 議案第82号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第9回）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億9,159万8,000円を追加し、補正後の予算総額を201億5,521万9,000円といたすものであります。

20ページ、21ページをお願いいたします。

歳入について申し上げます。

14款2項2目民生費国庫補助金は、物価高の影響を強く受けている子育て世帯への支援策とし

て実施する物価高対応子育て応援手当支給事業に対し、全額交付されるものでございます。

18款1項1目基金繰入金の財政調整基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として増額いたすものでございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

歳出について申し上げます。

2款1項15目行政情報化費は、固定資産税の納税義務者に対し、第1期納期変更の周知を行うためのはがきを購入するものでございます。

3款2項1目児童福祉総務費は、物価高の影響が長期化し、その影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童手当対象者のゼロ歳から高校3年生までの子供たちに物価高対応子育て応援手当として1人当たり2万円を支給いたすものでございます。主な内容は、手数料として口座振込手数料198万円、委託料としてシステム構築業務委託料500万円、交付金として物価高対応子育て応援手当1億8,180万円を計上いたしております。

3目家庭支援費は、高浜市心身障害児福祉施設みどり学園において、シロアリが発生し一部の床の腐食が確認されたことから、シロアリ駆除に必要な経費を計上いたすものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（神谷直子） これより質疑に入ります。

12番、柴口議員。

○12番（柴口征寛） 補正予算書22ページの2款1項15目行政情報通信事業について伺います。

固定資産税の納税義務者に対し、第1期の納期変更の周知を行うためのはがきを購入することなんですが、これ約1万4,600件ですかね、の発送までのスケジュールはどうなっているのかお聞かせください。

○議長（神谷直子） 税務グループ。

○税務G（西口尚志） 本日この補正予算の御可決をいただいた後、できるだけ速やかにはがきのほうを発送する予定でございます。以上でございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） まず、歳入のほうで基金繰入金につきまして、この時点での基金の残高についてまず教えていただきたいのと、それから歳出に移りまして、補正予算書の22ページ、3款2項3目のみどり学園の運営事業の委託料で害虫駆除業務委託料、これシロアリが発生したということで、逆に何か10万2,000円ってすごい安いなと思ひまして、これみどり学園っていうのはみどり学園単体の建物ではなく、少し通路がありますけど、いちごプラザとかほかの施設とつながっているところもございしますが、これはみどり学園だけのこれ駆除になってるのか。あまりにも安いですよ。それでも安いですよ。これだからいわゆる何平米の駆除でこの金額になって

いるのかってということと、あと、金額的に見ればみどり学園だけかなと思うんですけど、シロアリってというのは、やはりどんだんおもしろい餌があるところに移動はしていくもんですから、ほかのつながってる施設につきましては問題、やらなくてもいいんでしょうか。どうなんですか。そのあたり心配ですので、お願いいたします。

○議長（神谷直子） 財務グループ。

○財務G（平川亮二） 今回の補正予算編成後の財政調整基金残高でございますが、9億474万2,438円となります。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） 御質問のありましたシロアリの駆除についてでございます。

こちらはみどり学園の3棟、建物としては3棟ある中の2棟がみどり学園になりまして、そのうちの北側、一番北側の1棟において発生しております。場所としましては、トイレの便座の下と、トイレから建物としては2メートルほど離れた玄関の下駄箱の下がシロアリにやられているというような中でその部分について駆除を行う。ただ、駆除した後の床についてもだいたい腐食が進んでおりますので、そちらについても床を剥がした上で、シロアリの状況も確認しつつも補修をするということを今後想定しております。見積りのほうがまだ間に合わなかったため、最終日には上程できなかったということになります。

○議長（神谷直子） 13番、倉田議員。

○13番（倉田利奈） 今、トイレとそれから靴箱に下ってことだったんですけど、結局、部分だけ、その部分だけ駆除するってということなんですかね。やっぱり駆除ってというのは全体的にしないと私意味がないのかなと思うんですけど、そのあたり、お考えとともに教えてください。

○議長（神谷直子） こども育成グループ。

○こども育成G（板倉宏幸） シロアリの駆除については、あくまで発生した場所において駆除を行うというふうに考えておまして、全館を駆除するってことは想定しておりません。2年前ですかね、3年前に移転した後も、別の場所、今は倉庫として使っている場所について、シロアリが発生したってところがありまして、そのときもその部分だけの駆除を行ってございます。

○議長（神谷直子） ほかに。

[発言する者なし]

○議長（神谷直子） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（神谷直子） 御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長（神谷直子） 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第82号 令和7年度高浜市一般会計補正予算（第9回）について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（神谷直子） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（神谷直子） 日程第6 報告第14号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉浦崇臣） 報告第14号 専決処分の報告について、御説明申し上げます。

報告第14号の2ページ目をお願いいたします。

報告第14号は、市有自動車による物損事故に係る損害賠償の額の決定及び和解に関し、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第2項の規定により議会に御報告をいたすものでございます。

（3）事故の概要でございますが、令和7年9月8日に高浜市役所東交差点付近において、市有自動車を運転中、車線変更を試みた際に、後方から直進してきた相手方自動車の右側後方と市有自動車の前方左側が接触したことにより、それぞれ当該箇所が損傷し損害が生じたものでございます。

この事故における過失割合を（4）のとおり、市80%、相手方20%とし、市が負担する損害賠償の債務の額は、相手方の損害額5万281円のうち4万225円と決定いたし、相手方の負担する損害賠償の債務の額は、市の損害額11万2,625円のうち2万2,525円と決定いたしました。

支払額については、これらを相殺し、市が相手方受取人に対して1万7,700円を支払い、本件に関しては、その他の債権債務がないことを相互に確認することとして和解したものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

○議長（神谷直子） 以上で、報告を終わります。

○議長（神谷直子） 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。
市長挨拶。
市長。

〔市長 杉浦康憲 登壇〕

○議長（神谷直子） 大変お疲れさまでした。

令和7年12月高浜市議会定例会の閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

去る11月25日から本日12月17日まで23日間にわたり開催されました本定例会におきまして、私どもから提案させていただきました諮問1件、議案17件につきまして、いずれも原案のとおり御同意、御議決を賜り誠にありがとうございました。また、報告案件につきましても、お聞き取りを賜りましたこと重ねてお礼を申し上げます。

審議の過程でいただきました御意見、御提案につきましては、今後の予算執行や現在編成を進めております令和8年度当初予算にしっかりと生かしてまいりたいと思います。

ここで、議会の議論について一つお話をさせていただきたいと思います。

議員の皆さん、そして市民の皆様、様々な御意見があるのは承知しております。先ほど来、報酬の件もいろいろな意見がありました。市民の皆様から、私もそうですし議員さんの給料が報酬が高いという人もいますし、安いからもっと上げろという人がいるのも事実であります。そんな中で組織として人事院勧告を受け入れ、そして自らの姿勢として今回は下げろという御議論をされて、議決されたのが議員さんであり、私どもだと考えております。

その議論の中で、いろんな御意見を交わすのはいいんですが、私と副市長が豊田会さんと何か利害関係があるみたいなこと言われましたが、私市長になって3か月たちましたがそういったお話は一切聞いたことも感じたこともありません。どこにそんなことがあるのか、教えていただきたいなと思っております。

なぜこんなことを言うかといえば、どっか道端で話してるんだったらいいですが、ここは高浜市議会の定例会であります。そういった事実があるのであれば示していただければと思いますし、その中でも、先ほど行政連絡会で市長の給料を下げろというような意見があったというお話が出ましたが、それも全く事実とは違いますね。私も出ていましたが、その方は職員の人数を減らすなりをして自らの身を正せという話をされまして、市長はとか議員報酬を下げろとか、そういったことは一切話していないと私は認識しております。それを事実としてお話されるのは結構であります。もしくはそれを自分の意見としてお話されるのは結構ですが、そこを確認されながらしっかりとした議論を市民の方に提示していただきながら、御議決いただければと思います。

さて、先週12月8日には青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震が発生し、気象庁から

初となる北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されました。昨年8月の南海トラフ地震臨時情報を想起された方も多かったのではないのでしょうか。こうした情報は、注意や警戒を促すものですが、前提としては、災害はいつでも起こり得るという認識を私たちは常に持ち続ける必要があります。

そのような中、本市においては、久しぶりに職員自らが自分の職務を意識した防災訓練を実施しました。マニュアルを確認するだけでなく、実際に体を動かし、避難所設営などを行う中で課題や改善点を洗い出す実働を重視した訓練であります。こちらも今後ともいろいろと続けていきたいと思っております。

また、先日、本市に出店されました市内企業の皆様と災害時における協力における関する災害協定を締結いたしました。その際、企業の代表の方からは、大規模災害時に企業として何ができるのかを考え、行動すること自体が地域への貢献であり、その姿勢を社員に示すことが重要であるとお話されていたことが記憶に残っております。私はこの言葉に、自助、互助の輪の中には市民や地域だけでなく、地域に根ざす企業も含まれているという考え方が端的に表れていると感じております。

災害対応に限らず、行政や誰かに頼るだけではなく、一人一人が自ら考え、状況に応じて行動できる人材を育てていくことが地域の力を高める上で欠かせないことと考えております。そうした積み重ねこそが結果として、行政の力を補完し、災害に限らず様々な局面において力を発揮する強いまちづくりにつながっていくものと認識しております。

今年も残すところ僅かになりました。

議員各位におかれましては、どうか健康に御留意をいただき、来る年が皆様にとりまして、そして高浜市にとりまして、よりよい1年になりますことを心から祈念いたしまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔市長 杉浦康憲 降壇〕

○議長（神谷直子） これをもって、令和7年12月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る11月25日の開会以来、本日までの23日間にわたり、議員各位には始終御熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。本日ここに、その全案件を議了し、閉会の運びとなりましたことに対し、厚くお礼を申し上げます。

いよいよ寒さも一段と厳しくなりますが、皆様方におかれましてはくれぐれも御自愛いただきまして、御多幸な新春を迎えられますよう心からお祈り申し上げます、閉会の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時18分閉会